

「別海プラントバイオCERI第1号」の肥料登録について
土壤保全研究室

「積雪寒冷地における環境・資源循環プロジェクト」では試験研究の一環として、乳牛糞尿の他に有機性廃棄物も副資材として処理しています。別海資源循環試験施設では、乳業工場から排出される廃牛乳、廃バターあるいは廃脱脂粉乳等も試験の一環として家畜糞尿とともに処理しています。これらを併用するとバイオガス発生量は家畜糞尿のみの場合よりも多く、カーボンニュートラルなエネルギー源として利用され、電気や温熱に変換され、試験施設内の消費に充てるだけでなく、一部は北海道電力㈱に売電もしています。

ところで、地元別海町では廃棄物の埋立て処理が困難になってきていることから、屎尿処理場汚泥を当施設で処理することが町役場から要望されました。家畜糞尿と乳業工場からの上記廃棄物を併用して処理し、生成する液肥は肥料登録をする必要がありますが、汚泥を副資材とする場合は肥料取締法第6条第1項に基づき、関係書類(含有成分に関する分析データや植物が充分に生育することを試験したデータ)を添付して、農林水産大臣に登録申請をする必要があります。

このため、当所ではPRも兼ね、生成した液状肥料を標記の名称で汚泥肥料の登録申請をしていましたが、このたび、右記のとおり登録されました。

家畜糞尿の他に、他の有機性廃棄物を副資材として処理することは一般に処理料収入が得られるものになるので、共同利用型バイオガスプラントの運営にとって重要なことです。なお、現在は試験研究段階のため、処理料は徴収していません。

	登 錄 証
553323 - 2406	
氏名又は名称及び住所	
北海道札幌市豊平区平岸一条三丁目1番34号	
独立行政法人北海道開発土木研究所	
登 錄 番 号	生第 84991 号
登 錄 年 月 日	平成 16 年 4 月 26 日
登 錄 の 有 効 期 限	平成 19 年 4 月 25 日
肥 料 の 種 類	汚泥発酵肥料
肥 料 の 名 称	別海プラントバイオCERI第1号
含有を許される植物にとっての有害成分の最大量 その他の規格	
普通肥料の公定規格中 汚泥発酵肥料の「含有を許される有害成分の最大量」及び「その他の制限事項」とおり。	
肥料取締法第7条の規定に基づき上記のとおり登録したことを証する。	
平成16年4月26日	
	
農林水産大臣 亀井 善之	

登 錄 番 号 生第84991号
登 錄 年 月 日 平成16年4月26日
肥 料 の 種 類 汚泥発酵肥料
肥 料 の 名 称 別海プラントバイオCERI第1号



生成した液肥を貯留槽へ
流し込んでいるところ



圃場に散布するタンカーに
液肥を汲み出しているところ



液肥を牧草地に散布しているところ